都市美化活動にともなう ボランティア用指定ごみ袋について

ボランティア用指定ごみ袋とは？

「都市美化活動」や「地域イベント等」により排出される普通ごみを出すために使用できる岐阜市指定のごみ袋です。
ごみ袋10袋程度以上であれば、市販のごみ袋でも市が個別に無料で回収します（要事前連絡）。ごみの量が少ない場合は、申請いただければ「ボランティア用指定ごみ袋」を無料で配布しますので、この袋を使用して地域のごみステーションへ排出してください。



「都市美化活動」

道路、公園、公民館などの公共用地、ごみステーション、不特定多数が利用する神社などを地域住民等（所有者/管理者以外）が自主的に行う清掃活動。

「地域イベント等」

営利を目的とせず、住民のために実施する地域活動(祭事、行事、会合等)で、自治会連合会（単位自治会）、まちづくり協議会が主催または共催するもの。

⇒こちらについては、環境事業課（058-214-2418）にお問い合わせください。

交付対象者（都市美化活動）

① 計画団体（年間計画を作成して都市美化活動を行う団体）
※単位自治会、アダプト・プログラム事業実施団体等
② 個別団体（年間計画を作成せずに都市美化活動を行う団体）
③ 個人（都市美化活動を行う個人）
④ 自治会連合会



入手方法

STEP 1

交付申請

申請書類を**オンライン申請フォーム**、**郵送**、**窓口**（ゼロカーボンシティ推進課）いずれかの方法にてご提出ください。申請先は裏面をご覧ください。

STEP 2

市より交付決定の連絡

交付が可能となりましたら申請書に記載の連絡先へご連絡します。

STEP 3

お受け取り

岐阜市役所14階ゼロカーボンシティ推進課窓口へご来庁ください。



交付枚数

申請者	交付枚数
計画団体 （年間計画を作成して都市美化活動を行う団体） ※単位自治会、アダプト・プログラム事業実施団体等	交付希望枚数
個別団体 （年間計画を作成せずに都市美化活動を行う団体）	一年度につき最大50枚 （申請1回あたり10枚まで）
個人 （都市美化活動を行う個人）	一年度につき最大20枚 （申請1回あたり5枚まで）

排出方法

一度におよそ10袋程度以上を排出される場合で、**市に個別収集を依頼する場合**は、**従来の市販の透明の袋もお使いいただけます。**個別収集の依頼については、公園清掃により排出されるごみは、公園整備課（058-214-2182）に、その他の清掃により排出されるごみは、環境事業課（058-214-2418）までご依頼ください。およそ10袋程度未満で、**「普通ごみの日」に「地域のごみステーション」に排出される場合**は、**必ず「ボランティア用指定ごみ袋」を使用してください。**

申請方法

申請書類を**オンライン申請フォーム**、**郵送**、**窓口**（ゼロカーボンシティ推進課）いずれかの方法にてご提出ください。

【オンライン申請フォーム】

オンライン申請フォームでは、**排出場所がわかる書類（地図等）**の添付が必要になりますのであらかじめご準備いただくとスムーズです。

「都市美化活動用」



【郵送先】

〒500-8701　岐阜市司町40番地1　市庁舎14階
ゼロカーボンシティ推進課　宛

詳細は岐阜市ホームページ「ボランティア清掃で使用するごみ袋について」もご覧ください。▶▶

問い合わせ先：岐阜市環境部ゼロカーボンシティ推進課
058-214-2178（平日8：45～17：30）